

鹿児島市粗大ごみ処理施設羽毛布団売却契約書（案）

鹿児島市（以下「売主」という。）と （以下「買主」という。）との間に
おいて、売主が資源化のために回収・選別した羽毛布団（以下「羽毛布団」という。）の売却
について、次の条項及び別に定める仕様書により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履
行するものとする。

（売却）

第1条 売主は、羽毛布団を買主に売り渡し、買主は、これを買い受ける。

（契約の履行）

第2条 買主は、別に定める仕様書により、誠実かつ良心的に契約を履行するものとする。

（売却代金）

第3条 売主が買主に売り渡す羽毛布団の売却代金は、別表のとおりとする。

（報告）

第4条 買主は、毎月、仕様書に基づき、売主に報告書を提出しなければならない。

（支払方法）

第5条 買主は、前月に売主から引渡しを受けた羽毛布団の売却代金を、売主の発行する納入
通知書により、売主の指定する期日までに支払うものとする。

（契約期間等）

第6条 契約期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、この契約によ
る羽毛布団の引渡し期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（契約保証金）

第7条 契約金額の10分の1以上の額とする。ただし、鹿児島市契約規則第26条各号のい
ずれかに該当する場合は、免除とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第8条 買主は、売主の書面による承諾を受けないで、この契約によって生ずる債権その他の
権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、若しくは担保に供し、又はその履行を委任し、
若しくは請け負わせてはならない。

（売主の催告による解除権）

第9条 売主は、買主が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行
の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく、契約の着手すべき期日を経過しても履行に着手しないとき。
- (2) 買主又は買主の代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、売主の監督又は検査の実
施に当たり売主の職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。
- (3) 買主の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行することとされている業務を履行
しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 売主は、第1項の規定により契約を解除した場合は、買主に対し損害の賠償その他の責任
は負わないものとする。

(売主の催告によらない解除権)

第10条 売主は、買主が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第8条の規定に違反したとき。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 買主がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 債務の一部の履行が不能である場合又は買主がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、買主が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、買主がその債務の履行をせず、売主が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 買主又は買主の代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行について不正な行為をしたとき。
- (8) 買主が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当することが判明したとき。
- (9) 第15条又は第16条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に本契約により生じる債権を譲渡したとき。
- (11) 買主が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（買主が個人である場合にはその者を、買主が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 買主が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、売主が買主に対して当該契約の解除を

求め、買主がこれに従わなかったとき。

- ク 買主が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は買主を構成員とする同法第2条第2項の事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したとして、同法第49条の規定による排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- ケ 買主が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
- コ 買主が、独占禁止法第49条若しくは第62条第1項の規定による命令を受け、かつ、当該命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）を同法第14条に規定する出訴期間（以下「出訴期間」という。）内に提起しなかったとき。
- サ 買主が、コの抗告訴訟を提起した場合において、当該抗告訴訟を取り下げたとき。
- シ 買主が、コの抗告訴訟を提起した場合において、当該抗告訴訟の判決（ク又はケの命令の全部を取り消すものを除く。）が確定したとき。
- ス 買主（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 売主は、第1項の規定により契約を解除した場合は、買主に対し損害の賠償その他の責任は負わないものとする。

（売主の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第11条 第9条第1項各号又は前条第1項各号に定める場合が売主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、売主は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（売主の損害賠償請求等）

第12条 売主は、買主が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期限までに業務の履行を完了することができないとき。
 - (2) 履行された業務に関して契約の内容に適合しないものであるとき。
 - (3) 第9条又は第10条の規定により、業務履行の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約額の10分の1に相当する額を違約金として、売主は、買主に請求することができる。
- (1) 第9条又は第10条の規定により業務履行の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 業務履行の完了前に、買主がその債務の履行を拒否し、又は、買主の責めに帰すべき事由によって買主の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 買主について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 買主について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

- (3) 買主について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第2項の規定は、実際に生じた損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、その超過分につき、買主に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 5 第1項第1号の場合において、買主の履行を認めるときは、売主は当該履行期限の翌日から履行を終わった日までの日数に応じ、契約額から当該履行部分に相応する額を控除した額に対して当該契約（変更契約を除く。）の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額を遅延賠償金として徴収するものとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。
- 6 前項の規定により計算した遅延賠償金の額が100円未満であるときは、遅延賠償金を徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 7 延滞日数の計算については、検査その他売主の都合によって経過した日数はこれを算入しない。

（談合その他不正行為による損害賠償の請求）

- 第13条 買主が第10条第1項第11号クからスまでのいずれかに該当するときは、契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金額として、契約金額の10分の1に相当する額を売主の指定する期間内に支払わなければならない。業務の履行が完了した後においても同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 第10条第1項第11号クの排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合
- (2) 第10条第1項第11号スに該当する場合のうち、契約の相手方について刑法第198条の規定による刑が確定した場合
- (3) その他売主が特に認めた場合
- 2 前項の場合において、買主が共同企業体であり、既に解散している時は、売主は、企業共同体の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、買主の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帶して前項の額を売主に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定は、実際に生じた損害額が同項に規定する契約金額の10分の1に相当する額を超える場合において、その超過分につき、買主に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 4 買主が第1項の損害賠償金を売主の指定する期間内に支払わないときは、買主は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、当該契約（変更契約を除く。）の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を売主に支払わなければならない。

（協議解除等）

- 第14条 売主は、契約期間中に天災事変等その他予期しない特別な理由など必要があるとき

は、買主と協議の上、書面による合意によりこの契約を解除又は変更することができる。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除又は変更された場合において、買主に損害が生じたときは、売主は、買主に対して損害賠償の責めを負うものとする。

(買主の催告による解除権)

第15条 買主は、売主がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(買主の催告によらない解除権)

第16条 買主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 売主が契約内容を変更したため、契約期間の始期から満了の日までの契約額の総額が当初の3分の1以上減少したとき。

(2) 売主が契約の履行を一時中止した場合において、その中止期間が契約期間の3分の1を超えるとき。

- 2 前項各号の規定にかかわらず、契約で特別の定めをしたときは、当該契約によるものとする。

(買主の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第17条 第15条又は前条第1項各号に定める場合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(買主の損害賠償請求等)

第18条 買主は、第15条又は第16条の規定によりこの契約を解除したとき、これによつて生じた損害の賠償を売主に対して請求することができる。

- 2 前項の賠償額は、売主と買主の間で協議して定めるものとする。

(危険負担)

第19条 売主及び買主双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、売主は、反対給付の履行を拒むことができる。

- 2 売主の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、売主は、反対給付の履行を拒むことができない。この場合において、買主は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを売主に償還しなければならない。

(その他)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約の履行については、関係法令、鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）及び鹿児島市会計規則（平成4年規則第16号）の規定によるほか、必要に応じて売主と買主が協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、売主と買主が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売主 鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市
代表者 鹿児島市長 下鶴 隆 央

買主

別表（第3条壳却代金関係）

種別	単価
(1) 羽毛布団A (ダウン率50%以上、充填量1kg以上)	1枚当たり 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
(2) 羽毛布団B (ダウン率50%以上、充填量1kg未満)	1枚当たり 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)